

あなたが死刑に向きあう日

裁判員制度と死刑

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

裁判員制度が来年の5月までに始まることになっています。国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の刑事裁判に参加し、職業裁判官と共に、被告人の有罪・無罪や、有罪であった場合の刑を決める制度です。

☆☆☆

その目的を、法務省のホームページでは次のように説明しています。

【裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんが裁判に参加し、国民の皆さんの感覚が裁判の内容に反映されるようになります。そして、それによって、国民の皆さんの司法に対する理解と支持が深まることが期待されているのです。】

しかし、世論調査などでは、裁判員にはなりたくないという声がいまだに圧倒的です。

何日も仕事を休んでいられない、そんな判断を下す自信はない、守秘義務まで課せられる、等々、様々な理由があげられます。それでも、よほどの理由がなければ、辞退することはできません。

☆☆☆

とりわけ、死刑判決も予想される事件の裁判員に選ばれた場合の心理的な負担はたいへんなものでしょう。目の前で冤罪や情状を訴えている被告人の生命が、その判断に委ねられているのですから。

☆☆☆

冤罪を訴えて再審請求をしている袴田巖さんの事件で、元裁判官の方が、「自分は無罪と思ったが、多数決で死刑となってしまった」、と悔いておられるように、裁判官であっても意見は分かれるのです。死刑制度を認める人に限ってみても「誰が見ても死刑しかない」というような事件はどれほどあるのでしょうか。

☆☆☆

死刑廃止議員連盟（会長・亀井静香衆院議員）では、「死刑判決を出す場合は、裁判員・裁判官（合計9名）の多数決ではなく、全員一致を条件とする」旨の裁判員法改正案を検討しています。死刑の意見が多数であっても、全員一致でない場合は、終身刑にすることが提案されています。

そもそも、裁判員制度自体が、いまだ「理解と支持」を得られていない中で、どうなっていくのか、まだ予断を許しません。誰もが死刑の問題に直面せざるをえない、その日が、近づいています。

※学習会のお知らせ

死刑と裁判員制度

講師：石塚伸一さん（龍谷大学教授）

4月19日（土曜）午後2時～

日本キリスト教会館4 F (早稲田)

主催・死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90